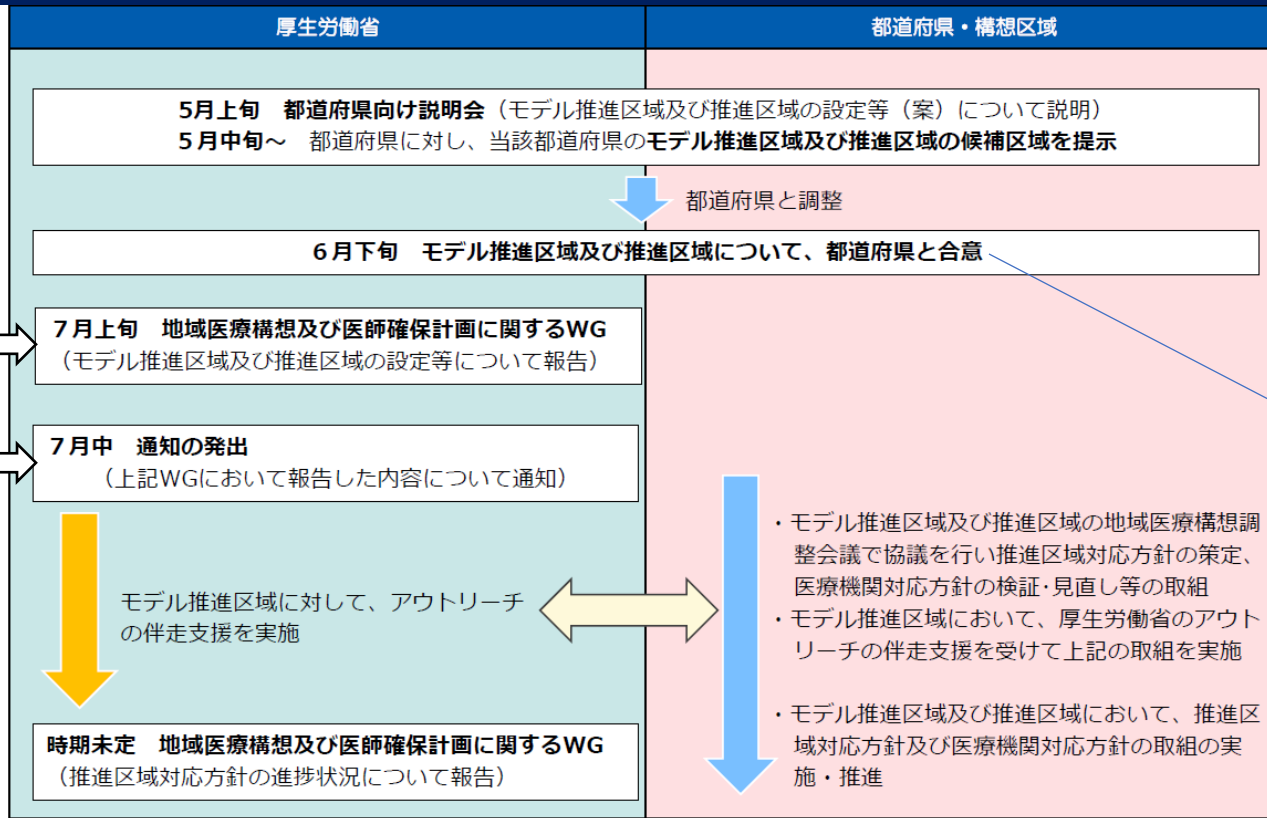


推進区域の設定について



6月14日～27日

第1回調整会議
(県・各地域)

各地域の地域医療構想調整会議で**宇都宮以外の構想区域を推進区域に選定するべき旨の協議結果なし**(下記参照)

6月中

厚生労働省へ宇都宮を推進区域・モデル推進区域に設定することを回答

事務局案:宇都宮構想区域を推進区域及びモデル推進区域とするのはどうか。

令和6年6月14日 栃木県地域医療構想調整会議

【主な意見】

- ・宇都宮とすることを決め事とするのではなく、各医療圏で意見を取っていただきたい。
- ・宇都宮は既に課題が明確。県北のように面積が広くて医療機関が少ない地域とは異なる。
- ・宇都宮は県内では一番中心なので、仕方ない。
- ・とっかかりとして宇都宮で取組を進めるのはいいかもしれない。しかし、困っているのはその周辺の県西、県北であり、宇都宮に軸を置くなら、その周辺のところも取り残さないような進め方をしていただきたい。
- ・一番充実している宇都宮を中心に取組を行うと、患者の視点では、不公平が県内に広がるという観点もあることを理解していただきたい。
- ・両毛や県南がいいのではないかと。特に両毛は県内で医療が完結していない。

令和6年6月18日～27日

各地域の地域医療構想調整会議

左記意見があった旨事務局から説明した上で全地域で事務局案のとおりとの協議結果となった。

【主な意見】

- ・推進区域となることのメリットが見いだせない。
- ・国が様々な面で入ってくることは大変だろうと感じた。
- ・宇都宮だけ進んで、我々の地域は手つかずということがないようにしてほしい。
- ・積極的には賛成できないが宇都宮で仕方ない。

【参考】栃木県地域医療構想調整会議について

新たに実施される地域医療構想の取組を踏まえ、県地域医療構想調整会議の体制を見直し、県全体の医療のあり方を検討する場とする。また、各構想区域の地域医療構想調整会議における議論の集約、課題の共有・整理等を図るため、議長連絡会を設置する。

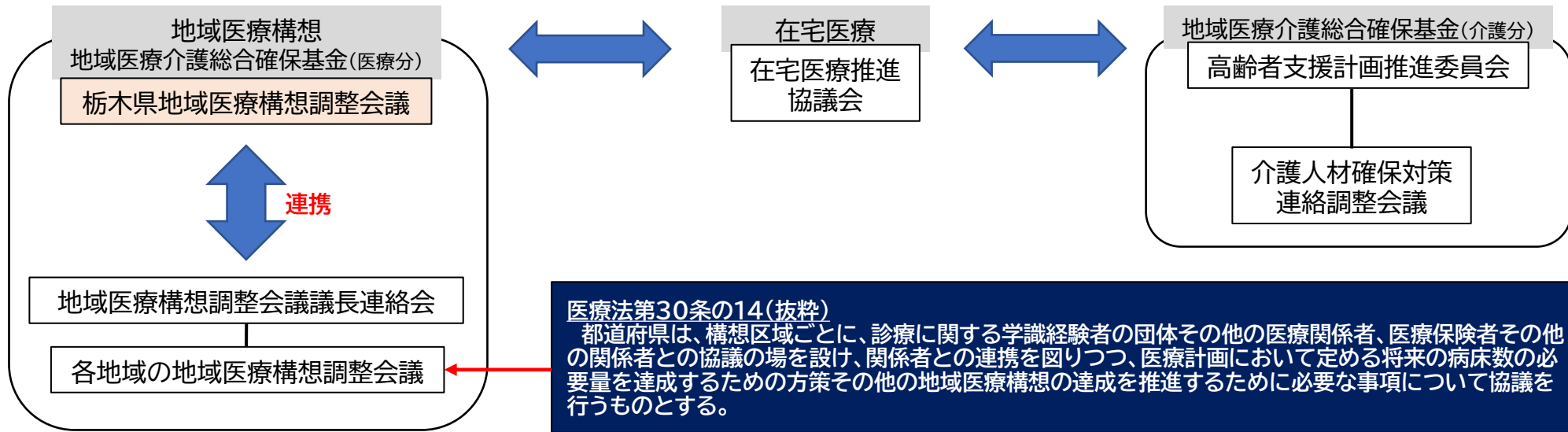
1 新たな地域医療構想の策定に向けた取組

- **推進区域を2024年前半に全都道府県に設定**(そのうち10~20か所をモデル推進区域に設定)し、2か年の取組を推進
- 2027(R9)年度から開始される次期地域医療構想については、2040年頃を見据え、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、**地域の医療提供体制全体の地域医療構想として検討**される予定

2 県地域医療構想調整会議の役割・目的

各地域の地域医療構想調整会議の意見を考慮しつつ、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含めた、**広域的・多角的な視点から、県全体の医療提供体制の方向性を検討**する。

3 県地域医療構想調整会議の位置付け



医療法第30条の14(抜粋)

都道府県は、構想区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。